

令和3年度
ものづくり販促ツール作成支援補助金
公募要領

【公募期間】

令和3年4月1日（木）～令和3年5月7日（金）17時

【お問い合わせ先】

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課

TEL : 073-441-2760

※予算上限に達した場合、追加公募は実施しません。

1. 事業目的

和歌山県は、県内ものづくり中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響下における新たな販促活動に対応するために行う、販路開拓を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイト等の作成又は改良に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 補助事業者

本補助金の交付の対象者（以下、「補助事業者」という。）は、次の（１）から（４）のいずれも満たす者であることが必要です。

（１）中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第２条第１項に規定する中小企業者であり、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

①発行済株式の総数または出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。以下同じ）が所有しているもの。

②発行済株式の総数または出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有しているもの。

③大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めているもの。

（２）日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類 E—製造業に属する産業を営む者であること。

（３）和歌山県内に本社機能を有する者であること。

（４）上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者に該当しない者であること。

3. 補助事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う新たな販促活動への対応を目的としたデジタル技術を活用したウェブサイト等の作成又は改良を主たる事業とし、次の（１）から（３）のいずれも満たすものであること。

（１）県が公表する和歌山県 IT 関連事業者登録名簿に登録された事業者に対してウェブサイト等の作成又は改良の発注を行う事業であること。

（２）この補助金の交付決定の日から知事が別に定める事業実施期間内に、発注、納入、検収、支払等の全ての事業の手続が完了する事業であること。

（３）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。

4. 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長で令和 4 年 2 月 28 日までです。

ただし、可能な限り交付決定日から 6 か月以内での事業完了に努めてください。

5. 補助対象経費

本補助事業実施のために必要となる経費は、次の（１）から（４）のいずれも満たすものを対象とします。

- （１）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２）交付決定日以降の契約・発注により生じた経費
- （３）証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- （４）次に掲げる経費

- 1 ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費
 - 2 ウェブサイト等を効果的に活用するための経費
- 具体的には、次に掲げる種類の経費とする。

①外注費

- ・ウェブサイト等の作成又は改良に必要な業務の外注（請負・委託等）に要する経費
例）自社ホームページの作成又は改良（本補助事業において必須）
 自社又は自社製品の PR 動画の作成
 自社 EC サイトの作成

②広報費

- ・自社及び自社製品のインターネット（SNS ツール等）を活用した PR 等に要する経費
例）SNS 広告、リスティング広告、ディスプレイ広告

③専門家利用費

- ・ウェブサイト等の作成又は改良やマーケティング・広報戦略策定等に必要な専門家等の技術指導や助言に要する経費
例）既存の自社ホームページに対するコンサルティング
 自社のターゲット層に応じた効果的な情報発信手法のコンサルティング

④サービス利用費

- ・ドメイン取得やサーバー利用等のサービス利用に要する経費
例）独自ドメイン取得費、レンタルサーバー利用費、SSL 認証費

補助対象経費に計上できる経費は、交付決定以降に契約、発注、申込等を行った経費に限ります。

6. 補助率等

- （１）補助率　：　補助対象経費の 2 分の 1 以内
- （２）補助上限額　：　50 万円

ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、50 万円とを比較して少ない方の額。

7. 申請

(1) 申請期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月7日（金） 17時

(2) 申請先

和歌山県 商工観光労働部 企業政策局 企業振興課 吉田

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

Tel : 073-441-2760

e-mail : yoshida_k0042@pref.wakayama.lg.jp

(3) 申請書類

- ①事業計画書（ウェブサイト等の作成又は改良による具体的な説明が含まれるもの）
- ②収支予算書（別記第1号様式）
- ③収支予算書に係る補助対象経費の根拠資料（見積書等経費の積算根拠が確認できる書類）
- ④法人登記事項証明書（法人の場合）
- ⑤定款（又は寄付行為）（法人の場合）
- ⑥役員名簿（別記第2号様式）（法人の場合）
- ⑦個人事業の開業・廃業等届書（個人の場合）
- ⑧直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- ⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）
- ⑩和歌山県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

(4) 申請方法

和歌山県への申請書類の提出は、上記申請先あてに電子メールで行ってください。

申請書類が届けば、3日以内に受理した旨の返信を行います。

8MBを超えるファイルは受信容量制限がかかる場合があるので、その際はご連絡いただければ、大容量ファイル送信サービスの返信チケットを発行します。

記載漏れや添付資料不足等の不備があった場合は、不採択となります。

提出された申請書類は返却しません。

8. 審査・採択

採択は、書面審査の結果により行います。

審査結果（不採択の理由等）に関する問い合わせには応じません。

申請書類作成・送付に要する費用等は申請者の自己負担です。

審査後、すべての申請者あてに採択通知又は不採択通知を送付します。

書面審査の主な審査ポイントは下記のとおりです。

- ・書類の記載不備、記載漏れ等
- ・「1. 事業目的」「2. 補助事業者」「3. 補助事業」に適合しているか
- ・自社の現状を分析し、経営課題や業務課題を的確に把握できているか
- ・作成又は改良しようとするウェブサイト等が課題を解決するのに適しているか
- ・作成又は改良しようとするウェブサイト等がマーケティング・広報戦略を踏まえたものとなっているか
- ・各記載項目において可能な限り定量的に記載できているか

9. 交付決定

採択通知を受け取った申請者は、補助金等交付申請書を速やかに上記申請先にご提出ください。

なお、必要に応じて、追加書類の提出及び7（3）申請書類の修正・差替を依頼する場合があります。

交付決定以降の手続きは、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）及びものづくり販促ツール作成支援補助金交付要綱で定めているので、熟読の上、事業を進めてください。

10. スケジュール

- (1) 申請：令和3年5月7日（金）17時まで
- (2) 審査（書面）：令和3年5月中旬
- (3) 交付決定：令和3年5月下旬
- (4) 事業完了：令和4年2月28日まで
可能な限り交付決定日から6か月以内での事業完了に努めてください。
- (5) 実績報告：補助対象事業が完了した日から30日を経過した日、または、令和4年3月1日のいずれか早い日まで
- (6) 確定検査：実績報告後速やかに実施

11. その他

(1) 個人情報の管理

申請書類における個人情報については、本事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

(2) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、事務局が検査を行うことがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金返還命令

等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(3) その他

補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。